

宮津市公報

平成31年1月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

25 宮津市地域ささえあいセンター条例	1
26 宮津市福祉センター条例を廃止する条例	1
27 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	1
28 宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例	3
29 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
30 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4

規 則

16 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	11
-----------------------------------	----

告 示

132 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届	12
133 宮津市公印（市長印）の電子印の作成	12
134 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	13
135 ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託	13
136 宮津市公印（市長印）の電子印の作成	14
137 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届	15
138 公の施設に係る指定管理者の代表者及び事務所の所在地の変更（宮津漁師町観光商業センター）	16
139 宮津市公印（市長印）の電子印の作成	16
140 宮津市公印（市長印）の電子印の作成	17
1 宮津市公印（市長印）の電子印の作成	18

公 告

59 都市計画変更案の縦覧（用途地域）	18
60 都市計画変更案の縦覧（地区計画）	18
61 公示送達	19
62 農用地利用集積計画の縦覧	19
63 公示送達	19
64 公示送達	19

教 育 委 員 会

《告 示》

20 宮津市教育委員会定例会の招集	19
-------------------	----

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

63 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の公表	20
------------------------------	----

農 業 委 員 会

《告 示》

14 宮津市農業委員会総会の招集	32
1 宮津市農業委員会総会の招集	32

条 例

宮津市地域ささえあいセンター条例をここに公布する。

平成30年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第25号

宮津市地域ささえあいセンター条例

(設置)

第 1 条 地域みんなでささえあう福祉のまちづくりの推進を図る施設として、宮津市地域ささえあいセンター（以下「センター」という。）を宮津市字鶴賀2109番地の2に設置する。

(指定管理者による管理)

第 2 条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(開館時間等)

第 3 条 センターの開館時間及び休館日は、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(遵守事項)

第 4 条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センター内の規律を守り、この条例その他指定管理者の指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第 5 条 利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市福祉センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第26号

宮津市福祉センター条例を廃止する条例

宮津市福祉センター条例（平成17年条例第36号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例（平成2年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

————— * * * —————

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第27号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「同表備考3各号」を「同表備考4各号」に改める。

別表第1の1の項の表備考1を次のように改める。

1 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、支給認定保護者又は扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。）をいう。

別表第1の1の項の表備考7を同表備考8とし、同表備考6中「備考4」を「備考5」に改め、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5中「備考4」を「備考5」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4中「備考3」を「備考4」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 備考1に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者又は扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定を適用する。

別表第1の2の項の表備考1を次のように改める。

1 この表における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、支給認定保護者又は扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。）をいう。

別表第1の2の項の表備考7中「備考3各号」を「備考4各号」に改め、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6中「備考4」を「備考5」に改め、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5中「備考4」を「備考5」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4中「備考3」を「備考4」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 備考1に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者又は扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令

で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成30年9月1日以後の利用に係る利用者負担について適用し、同日前の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例をここに公布する。

平成30年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第28号

宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、京都府が行う急傾斜地崩壊対策事業等（以下「事業」という。）について、市が負担する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要な事項を定めるものとする。

（被徴収者の範囲）

第2条 分担金は、事業の実施により特に利益を受けるものから徴収する。

（分担金の額）

第3条 分担金の額は、事業年度ごとに、当該年度における事業に要する費用のうち市が負担する額の100分の10以内で市長が定める額とする。

（分担金の徴収方法）

第4条 分担金は、市長が定める期日までに、納入通知書により徴収する。

（分担金の徴収猶予等）

第5条 市長は、災害その他の理由により必要と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期限を延長し、又はその全部若しくは一部を免除することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年度以後の事業に係る分担金の徴収から適用する。

————— * * * —————

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第29号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第30号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第20条第4項中「100分の165」とする」を「100分の170」とする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	

13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800

62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			

	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	号給	円	円	円
	1	159,900	176,100	295,000
	2	161,400	178,200	297,600
	3	162,900	180,300	300,500
	4	164,400	182,600	303,100
	5	166,200	184,600	305,600
	6	168,100	186,800	308,000
	7	169,900	189,000	310,400
	8	171,700	191,300	312,800
	9	173,600	193,600	315,200
	10	175,700	196,400	317,800
	11	177,700	199,200	320,600
	12	179,700	201,900	323,500
	13	181,800	204,800	325,900
	14	184,000	206,600	328,000
	15	186,200	208,200	330,000
	16	188,400	209,900	332,300
	17	190,800	211,700	334,400
	18	193,400	213,300	336,600
	19	195,900	215,100	338,900
	20	198,500	216,700	341,000
	21	201,000	218,500	343,300
22	202,700	220,400	345,500	

23	204,400	222,400	347,800
24	206,200	224,300	350,100
25	207,700	225,800	351,900
26	209,100	227,800	353,700
27	210,700	229,900	355,600
28	212,200	231,900	357,500
29	214,000	233,700	359,400
30	215,700	236,400	361,200
31	217,400	239,200	362,900
32	219,100	241,900	364,800
33	220,500	244,500	366,100
34	222,300	247,400	367,900
35	224,000	250,000	369,400
36	225,700	252,700	371,200
37	227,100	255,300	373,100
38	228,800	257,800	374,700
39	230,600	260,300	376,000
40	232,300	262,700	377,600
41	233,900	265,300	378,700
42	235,600	267,700	380,100
43	237,200	270,000	381,500
44	238,900	272,200	383,100
45	240,600	274,300	384,500
46	242,100	276,500	386,100
47	243,400	278,800	387,700
48	244,800	280,800	389,200
49	246,100	283,100	390,600
50	247,500	285,100	392,200
51	249,000	287,100	393,700
52	250,200	289,100	395,100
53	251,300	290,900	396,300
54	252,700	293,300	397,600
55	254,000	295,700	398,800
56	255,200	298,200	399,900
57	256,400	300,200	401,300
58	257,600	302,800	402,500
59	258,700	305,100	403,700
60	259,900	307,800	405,000
61	261,300	310,300	406,200
62	262,400	312,700	407,300
63	263,600	315,200	408,700
64	264,500	317,500	410,000
65	265,500	319,800	411,200
66	266,900	322,000	412,300
67	268,300	324,100	413,500
68	269,700	326,400	414,600
69	271,400	328,300	415,700
70	272,900	330,400	416,900
71	274,400	332,500	418,100

72	275,800	334,600	419,300
73	276,800	336,700	419,900
74	278,100	338,800	420,700
75	279,400	341,000	421,400
76	280,600	343,300	421,900
77	281,800	345,000	422,200
78	282,900	346,900	422,600
79	284,100	348,600	423,100
80	285,300	350,500	423,500
81	286,600	352,300	423,800
82	287,500	354,100	424,200
83	288,700	355,500	424,600
84	289,900	357,300	424,900
85	290,800	358,600	425,200
86	291,700	360,200	425,600
87	292,400	361,700	426,000
88	293,400	363,200	426,300
89	294,500	364,500	426,600
90	295,400	365,800	426,900
91	296,300	367,300	427,200
92	297,100	368,700	427,400
93	297,400	370,200	427,600
94	298,100	371,500	
95	298,800	372,800	
96	299,600	374,000	
97	300,400	375,100	
98	301,200	376,100	
99	302,000	377,100	
100	302,800	378,100	
101	303,700	379,000	
102	304,200	380,000	
103	304,700	381,000	
104	305,200	382,000	
105	305,400	382,900	
106	305,800	383,800	
107	306,100	384,700	
108	306,300	385,700	
109	306,500	386,500	
110	306,700	387,500	
111	307,000	388,500	
112	307,300	389,500	
113	307,500	390,100	
114	307,700	391,100	
115	307,900	392,000	
116	308,200	392,900	
117	308,500	393,700	
118	308,800	394,400	
119	309,100	395,200	
120	309,400	396,000	

121	309,600	396,600	
122	309,800	397,400	
123	310,000	398,100	
124	310,400	398,900	
125	310,700	399,500	
126		400,200	
127		400,700	
128		401,300	
129		402,000	
130		402,600	
131		403,100	
132		403,600	
133		403,900	
134		404,200	
135		404,500	
136		404,800	
137		405,100	
138		405,400	
139		405,700	
140		406,000	
141		406,300	
142		406,600	
143		407,000	
144		407,300	
145		407,500	
146		407,800	
147		408,100	
148		408,300	
149		408,500	
再任用 職員	228,000	274,500	328,500

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第2の2(第4条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第 2 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」を「100 分の 130」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」を「「100 分の 130」とあるのは「100 分の 72.5」」に改め、同条第 4 項中「「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」を「「100 分の 130」とあるのは「100 分の 167.5」」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 92.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（第 20 条第 4 項及び第 21 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（第 20 条第 4 項及び第 21 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

規 則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 12 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 16 号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第 1 条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和 39 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 号中「100 分の 111 以上 100 分の 180 以下」を「6 月に支給する場合には 100 分の 111 以上 100 分の 180 以下、12 月に支給する場合には 100 分の 117 以上 100 分の 190 以下」に改め、同条第 2 号中「100 分の 99 以上 100 分の 111 未満」を「6 月に支給する場合には 100 分の 99 以上 100 分の 111 未満、12 月に支給する場合には 100 分の 105 以上 100 分の 117 未満」に改め、同条第 3 号中「100 分の 90 以上 100 分の 99 未満」を「6 月に支給する場合には 100 分の 90 以上 100 分の 99 未満、12 月に支給する場合には 100 分の 95 以上 100 分の 105 未満」に改め、同条第 4 号中「100 分の 90 未満」を「6 月に支給する場合には 100 分の 90 未満、12 月に支給する場合には 100 分の 95 未満」に改める。

第 13 条の 2 第 1 号中「100 分の 42.5 超」を「6 月に支給する場合には 100 分の 42.5 超、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5 超」に改め、同条第 2 号中「100 分の 42.5」を「6 月に支給する場合には 100 分の 42.5、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5」に改め、同条第 3 号中「100 分の 42.5 未満」を「6 月に支給する場合には 100 分の 42.5 未満、12 月に支給する場

合においては100分の47.5未満」に改める。

第2条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「6月に支給する場合には100分の111以上100分の180以下、12月に支給する場合には100分の117以上100分の190以下」を「100分の114以上100分の185以下」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の99以上100分の111未満、12月に支給する場合には100分の105以上100分の117未満」を「100分の102以上100分の114未満」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の90以上100分の99未満、12月に支給する場合には100分の95以上100分の105未満」を「100分の92.5以上100分の102未満」に改め、同条第4号中「6月に支給する場合には100分の90未満、12月に支給する場合には100分の95未満」を「100分の92.5未満」に改める。

第13条の2第1号中「6月に支給する場合には100分の42.5超、12月に支給する場合には100分の47.5超」を「100分の45超」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の42.5未満、12月に支給する場合には100分の47.5未満」を「100分の45未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

告 示

宮津市告示第132号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成30年12月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第79号

- (1) 名 称 達富設備
- (2) 所 在 地 亀岡市古世町3丁目1番地の9
- (3) 代 表 者 達 富 久 喜

指定番号 宮下水道指定第114号

- (1) 名 称 大元工業株式会社
- (2) 所 在 地 京丹後市大宮町口大野321番地の2
- (3) 代 表 者 代表取締役 藤 村 政 良

* * *

宮津市告示第133号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第7条

第2項の規定により告示する。

平成30年12月7日

宮津市長 城崎雅文

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<p><省略></p>	<p>市長印 市長名をもって発する文書 (児童手当認定通知書) (児童手当消滅通知書) (児童手当額改定通知書) (児童手当支払通知書) (児童手当年間支払通知書) (児童手当支払差止通知書) (児童手当支払差止解除通知書) (児童手当特別徴収通知書) (児童手当申出徴収通知書) (児童手当未支払通知書) (児童手当却下通知書) (特例給付認定通知書) (特例給付消滅通知書) (特例給付額改定通知書) (特例給付支払通知書) (特例給付年間支払通知書) (特例給付支払差止通知書) (特例給付支払差止解除通知書) (特例給付特別徴収通知書) (特例給付申出徴収通知書) (特例給付未支払通知書) (特例給付却下通知書) (児童手当現況届未提出のお知らせ)</p>	<p>平成31年1月1日</p>

* * *

宮津市告示第134号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成30年12月11日

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第137号

- (1) 名称 シブヤデンキ
- (2) 所在地 宮津市字波路町127番地の1
- (3) 代表者 澁谷 勘次郎
- (4) 指定期間 平成30年12月11日から平成34年12月31日まで

* * *

宮津市告示第135号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を平成30年12月13日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年12月13日

宮津市長 城崎雅文

収納事務受託者

住所	氏名
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	株式会社ユニメディア

* * *

宮津市告示第136号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第7条第2項の規定により告示する。

平成30年12月17日

宮津市長 城崎雅文

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市長印 市長名をもって発する文書 【障害福祉サービス】 (障害支援区分認定通知書(審査請求)) (障害支援区分変更認定通知書(審査請求)) (障害支援区分認定証明書) (支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書) (支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書) (却下決定通知書) (支給(給付)決定取消通知書) (特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費支給(不支給)決定通知書) (高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書) (新高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書) (サービス利用計画作成対象障害者等認定通知書) (サービス利用計画作成対象障害者等認定取消通知書) (計画相談支援給付費支給(却下)通知書) (計画相談支援給付費支給取消通知書) (モニタリング期間変更通知書) 【障害児通所サービス】 (支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書) (支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書) (却下決定通知書) (支給(給付)決定取消通知書) (償還払い支給(不支給)通知書) (特例障がい児通所給付費 特例訓練等給付費 支給(不支給)決定通知書)	平成31年1月1日

(高額障害児 (通所・入所) 給付費支給 (不支給) 決定通知書)

(計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給(却下) 通知書_児童通所)

(計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書_児童通所)

(モニタリング期間変更通知書_児童通所)

【地域生活支援事業】

(地域生活支援事業決定通知書 (審査請求))

【自立支援医療 (更正医療)】

(判定依頼書)

(判定通知書)

(支給認定について)

(支給認定 (変更認定) 通知書)

(支給却下通知書)

【自立支援医療 (特別対策)】

(支給認定について (特別対策))

(支給認定 (変更認定) 通知書 (特別対策))

(認定却下通知書 (特別対策))

【自立支援医療 (育成医療)】

(支給認定について)

(支給認定 (変更認定) 通知書)

(支給認定却下通知書)

【補装具】

(判定依頼書)

(判定通知書)

(補装具費支給決定通知書)

(補装具費支給券)

(補装具費却下決定通知書 (審査請求))

【日常生活用具】

(給付決定通知書)

(給付委託通知書)

(日常生活用具給付券)

(住宅改修給付券)

(却下決定通知書)

(業者委託通知書)

* * *

宮津市告示第137号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則 (平成 9 年規則第 3 号) 第11条第 1 項の規定により指定を取り消し、同規則第 16条の規定により告示する。

平成30年12月18日

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第74号

- (1) 名称 加藤建設株式会社
- (2) 所在地 福知山市字天田30番地の1
- (3) 代表者 代表取締役 加藤 淳

* * *

宮津市告示第138号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年12月19日

宮津市長 城崎雅文

1 公の施設の名称

宮津漁師町観光商業センター

2 変更事項

指定管理者の代表者

変更前 代表社員 株式会社Jコラボ丹後 職務執行者 濱田 伸治

変更後 代表社員 ジャパンコラボホールディングス合同会社

職務執行者 濱田 伸治

指定管理者の所在地

変更前 宮津市字杉末1516番地の2

変更後 宮津市字漁師1775番地の25

3 変更日

平成30年11月15日

* * *

宮津市告示第139号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成30年12月25日

宮津市長 城崎雅文

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市長印 市長名をもって発する文書 (介護保険要介護認定等申請受理通知書) (介護保険診断命令書) (介護保険主治医意見書提出依頼書) (介護保険要介護認定訪問調査依頼書) (介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書) (介護保険要介護状態区分変更通知書) (サービスの種類指定結果通知書) (介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書) (介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書) (介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書) (介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書)	平成31年1月1日

(介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除認定決定通知書)
 (訪問介護利用者負担額減額決定通知書)
 (社会福祉法人利用者負担金軽減対象決定通知書)
 (介護保険料特別徴収仮徴収額通知書)
 (介護保険料納入(決定)通知書)
 (介護保険料納入(変更)通知書)
 (介護保険他市町村住所地特例者連絡票)
 (介護保険住所地特例施設退所通知書)
 (介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書)
 (介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書)
 (介護保険給付の支払一時差止通知書)
 (介護保険給付額減額通知書)
 (介護保険料賦課等資料について(照会))
 (催告書(介護保険))
 (充当通知書(介護保険))
 (還付通知書(介護保険))
 (介護保険高額介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書)

* * *

宮津市告示第140号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第7条第2項の規定により告示する。

平成30年12月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印 市長名をもって発する文書 (老人医療費受給資格認定(非該当)通知書) (福祉医療費(重度心身障害児者)受給資格認定(非該当)通知書) (福祉医療費(ひとり親家庭)受給資格認定(非該当)通知書) (子育て支援医療費受給資格認定通知書) (重度心身障害老人健康管理費受給資格認定(非該当)通知書) (老人医療費支給決定通知書) (福祉医療費(重度心身障害児者)支給決定通知書) (福祉医療費(ひとり親家庭)支給決定通知書) (子育て支援医療費支給決定通知書) (重度心身障害老人健康管理費支給決定通知書)	平成31年1月7日

宮津市告示第1号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第7条第2項の規定により告示する。

平成31年1月4日

宮津市長 城崎雅文

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市長印 市長名をもって発する文書 (後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書) (後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書兼特別徴収開始(停止)通知書) (還付通知書(後期高齢者医療保険)) (充当通知書(後期高齢者医療保険)) (催告書(後期高齢者医療保険))	平成31年1月7日

公 告

宮津市公告第59号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮津市に意見書を提出することができます。

平成30年12月14日

宮津市長 城崎雅文

- 1 種類 用途地域
- 2 位置及び区域 宮津市字江尻、難波野、大垣及び中野地内
区域は計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所 宮津市建設部都市住宅課(本館南棟3階)
- 4 縦覧期間 平成30年12月14日から平成30年12月28日まで

宮津市公告第60号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮津市に意見書を提出することができます。

平成30年12月14日

宮津市長 城崎雅文

- 1 種類 地区計画
- 2 名称 宮津難波野地区地区計画
- 3 位置及び区域 宮津市字江尻、難波野、大垣及び中野地内
区域は計画図表示のとおり

- 4 縦覧場所 宮津市建設部都市住宅課（本館南棟3階）
 5 縦覧期間 平成30年12月14日から平成30年12月28日まで

————— * * * —————

宮津市公告第61号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年12月18日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第62号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成30年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成30年12月21日

宮津市長 城崎雅文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成30年12月21日

至 平成31年1月4日

- 2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第63号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年12月27日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第64号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年12月27日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第20号

平成30年第15回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成30年12月18日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日 時 平成30年12月21日（金）午前9時
 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔応接会議室〕4階

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第63号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月11日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 (1) 選挙の種類 平成30年6月24日執行宮津市長選挙
- (2) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
4,392,500円
- (3) 報告書の要旨

候補者氏名	城崎 雅文	所属党派	無所属	期間	5月22日から 6月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	松田 文彦					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額) 円				人 件 費 60,000		
自由民主党京都府支部連合会 100,000				家 屋 費 177,120		
				選挙事務所費 177,120		
				集会会場費 -		
				通 信 費 17,280		
				交 通 費 -		
				印 刷 費 598,860		
				広 告 費 322,920		
				文 具 費 17,864		
				食 糧 費 60,584		
その他の寄附 -				休 泊 費 -		
その他の収入 2,000,000				雑 費 124,262		
今 回 計 2,100,000				今 回 計 1,378,890		
前 回 計 -				前 回 計 -		
総 計 2,100,000				総 計 1,378,890		
支出のうち公費負担相当額		項 目		金 額		
		ポスターの作成		307,800円		
		計		307,800円		

報告書受理年月日 平成30年7月4日 第1回報告分

候補者氏名	城崎 雅文	所属党派	無所属	期間	6月22日から 7月6日まで	第2回分
出納責任者氏名	松田 文彦					

収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額) 円				人 件 費 -		
				家 屋 費 -		
				選挙事務所費 -		

		集合会場費	—
		通信費	15,199
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	休泊費	—
その他の収入	—	雑費	—
今回計	—	今回計	15,199
前回計	2,100,000	前回計	1,378,890
総計	2,100,000	総計	1,394,089

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		— 円
	計	— 円

報告書受理年月日	平成30年7月6日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	城崎 雅文	所属党派	無所属	期間	7月7日から 8月7日まで	第3回分
出納責任者氏名	松田 文彦					

収入			支出			円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	—		
		—	家屋費	—		
			選挙事務所費	—		
			集合会場費	—		
			通信費	2,092		
			交通費	—		
			印刷費	—		
			広告費	—		
			文具費	—		
			食糧費	—		
その他の寄附		—	休泊費	—		
その他の収入		—	雑費	—		
今回計		—	今回計	2,092		
前回計		2,100,000	前回計	1,394,089		
総計		2,100,000	総計	1,396,181		

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		— 円
	計	— 円

報告書受理年月日	平成30年8月8日	第3回報告分
----------	-----------	--------

2 (1) 選挙の種類 平成30年6月24日執行宮津市議会議員一般選挙

(2) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

2,771,000円

(3) 報告書の要旨

候補者氏名	安達 稔	所属党派	無所属	期間	5月24日から 7月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	中村 益子					
収入			支出			
主たる寄附 (氏名・団体名)			(職業)	(寄附額)	円	
				人件費		220,000
				家屋費		97,800
				選挙事務所費		97,800
				集合会場費		—
				通信費		—
				交通費		—
				印刷費		519,040
				広告費		88,120
				文具費		—
				食糧費		118,903
				休泊費		—
その他の寄附			—	雑費		40,795
その他の収入			1,000,000	今回計		1,084,658
今回計			1,000,000	前回計		—
前回計			—	総計		1,084,658
総計			1,000,000			
支出のうち公費負担相当額		項目		金額		
		ポスターの作成		314,280円		
		計		314,280円		
報告書受理年月日	平成30年7月5日		第1回報告分			

候補者氏名	安達 稔	所属党派	無所属	期間	7月6日から 7月9日まで	第2回分
出納責任者氏名	中村 益子					
収入			支出			
主たる寄附 (氏名・団体名)			(職業)	(寄附額)	円	
				人件費		—
				家屋費		—
				選挙事務所費		—
				集合会場費		—
				通信費		19,318
				交通費		—
				印刷費		—
				広告費		—
				文具費		—
				食糧費		—
				休泊費		—
その他の寄附			—	雑費		—
その他の収入			—	今回計		19,318
今回計			—	前回計		1,084,658
前回計			1,000,000	総計		1,103,976
総計			1,000,000			
支出のうち公費負担相当額		項目		金額		
				—円		
		計		—円		
報告書受理年月日	平成30年7月10日		第2回報告分			

候補者氏名	宇都宮 綾	所属党派	日本共産党	期間	5月12日から 6月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	日下部 星 男					
収入			支出			
主たる寄附			円			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費			
		円	家屋費			51,000
日本共産党与謝地区委員会		80,000	選挙事務所費			51,000
			集合会場費			—
			通信費			—
			交通費			—
			印刷費			443,050
			広告費			21,800
			文具費			11,785
			食糧費			24,876
その他の寄附	3件	30,000	休泊費			—
その他の収入		100,000	雑費			—
今回計		210,000	今回計			552,511
前回計		—	前回計			—
総計		210,000	総計			552,511
支出のうち公費負担相当額		項目	金額			
		ポスターの作成	389,400円			
		計	389,400円			

報告書受理年月日 平成30年7月2日 第1回報告分

候補者氏名	小濃 孝之	所属党派	日本共産党	期間	6月4日から 6月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	片山 清					
収入			支出			
主たる寄附			円			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費			
		円	家屋費			5,000
小中 貞代	パート	50,000	選挙事務所費			—
依田 吉生	会社員	50,000	集合会場費			5,000
日本共産党与謝地区委員会		80,000	通信費			—
			交通費			—
			印刷費			439,400
			広告費			26,278
			文具費			4,359
			食糧費			103,450
その他の寄附	2件	20,000	休泊費			—
その他の収入		30,000	雑費			15,060
今回計		230,000	今回計			593,547
前回計		—	前回計			—
総計		230,000	総計			593,547
支出のうち公費負担相当額		項目	金額			
		ポスターの作成	389,400円			
		計	389,400円			

報告書受理年月日 平成30年7月5日 第1回報告分

候補者氏名	河原末彦	所属党派	無所属	期間	4月26日から 7月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	中西八重子					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円				円		
中西洋一	無職	50,000	人件費	272,100		
山本繁	無職	30,000	家屋費	8,725		
社民党京都府連合		100,000	選挙事務所費	8,725		
社民党近畿ブロック協議会		50,000	集合会場費	—		
岡崎利厚	無職	70,000	通信費	6,653		
橋本達雄	無職	40,000	交通費	8,318		
			印刷費	206,640		
			広告費	88,400		
			文具費	10,117		
			食糧費	134,790		
その他の寄附	5件	45,000	休泊費	—		
その他の収入		360,000	雑費	8,727		
今回計		745,000	今回計	744,470		
前回計		—	前回計	—		
総計		745,000	総計	744,470		
支出のうち公費負担相当額				項目		金額
				ポスターの作成		94,500円
				計		94,500円
報告書受理年月日		平成30年7月9日		第1回報告分		

候補者氏名	北仲篤	所属党派	無所属	期間	4月15日から 7月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	北仲篤					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円				円		
民進党京都府連		100,000	人件費	210,000		
			家屋費	128,000		
			選挙事務所費	128,000		
			集合会場費	—		
			通信費	—		
			交通費	—		
			印刷費	359,700		
			広告費	216,040		
			文具費	512		
			食糧費	187,412		
その他の寄附	4件	35,000	休泊費	—		
その他の収入		1,000,000	雑費	66,768		
今回計		1,135,000	今回計	1,168,432		
前回計		—	前回計	—		
総計		1,135,000	総計	1,168,432		
支出のうち公費負担相当額				項目		金額
				ポスターの作成		359,700円
				計		359,700円
報告書受理年月日		平成30年12月10日		第1回報告分		

候補者氏名	久保 浩	所属党派	無所属	期間	4月19日から 6月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	久保 浩					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
		—	集合会場費	—	—
			通信費	—	—
			交通費	—	—
			印刷費	523,800	—
			広告費	196,560	—
			文具費	—	—
			食糧費	123,861	—
			休泊費	—	—
その他の寄附	4件	40,000	雑費	—	—
その他の収入		1,000,000	今回計	1,009,221	—
今回計		1,040,000	前回計	—	—
前回計		—	総計	1,009,221	—
総計		1,040,000			

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	324,000円
	計	324,000円

報告書受理年月日	平成30年7月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	坂根 栄六	所属党派	無所属	期間	5月23日から 7月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	坂根 俊裕					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
		—	集合会場費	—	—
			通信費	—	—
			交通費	6,140	—
			印刷費	466,020	—
			広告費	193,860	—
			文具費	6,745	—
			食糧費	96,568	—
			休泊費	60,230	—
その他の寄附		—	雑費	58,741	—
その他の収入		1,200,000	今回計	1,108,304	—
今回計		1,200,000	前回計	—	—
前回計		—	総計	1,108,304	—
総計		1,200,000			

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	315,000円
	計	315,000円

報告書受理年月日	平成30年7月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	徳本良孝	所属党派	自由民主党	期間	5月26日から 7月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	亀井泰成					
収入			支出			
主たる寄附			円			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	336,000		
		円	家屋費	69,000		
自由民主党京都府支部連合会		30,000	選挙事務所費	60,000		
			集合会場費	9,000		
			通信費	—		
			交通費	—		
			印刷費	712,760		
			広告費	54,000		
			文具費	6,480		
			食糧費	192,800		
その他の寄附		—	休泊費	—		
その他の収入		1,370,000	雑費	—		
今回計		1,400,000	今回計	1,371,040		
前回計		—	前回計	—		
総計		1,400,000	総計	1,371,040		
支出のうち公費負担相当額		項目	金額			
		ポスターの作成	375,000円			
		計	375,000円			
報告書受理年月日		平成30年7月3日	第1回報告分			
候補者氏名	徳本良孝	所属党派	自由民主党	期間	7月3日から 7月10日まで	第2回分
出納責任者氏名	亀井泰成					
収入			支出			
主たる寄附			円			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	—		
		円	家屋費	—		
		—	選挙事務所費	—		
			集合会場費	—		
			通信費	4,585		
			交通費	—		
			印刷費	—		
			広告費	—		
			文具費	—		
			食糧費	—		
その他の寄附		—	休泊費	—		
その他の収入		—	雑費	—		
今回計		—	今回計	4,585		
前回計		1,400,000	前回計	1,371,040		
総計		1,400,000	総計	1,375,625		
支出のうち公費負担相当額		項目	金額			
			—円			
		計	—円			
報告書受理年月日		平成30年7月17日	第2回報告分			

候補者氏名	長 林 三 代	所属党派	日本共産党	期間	6月3日から 6月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	長 林 尚 之					
収入				支出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人 件 費		70,000
		円		家 屋 費		11,300
中 川 昭 一	農 業	70,000		選挙事務所費		—
日本共産党与謝地区委員会		80,000		集合会場費		11,300
				通 信 費		—
				交 通 費		—
				印 刷 費		443,050
				広 告 費		18,490
				文 具 費		12,478
				食 糧 費		67,007
その他の寄附	6件	60,000		休 泊 費		—
その他の収入		40,000		雑 費		1,758
今 回 計		250,000		今 回 計		624,083
前 回 計		—		前 回 計		—
総 計		250,000		総 計		624,083
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				ポスターの作成		389,400円
				計		389,400円
報告書受理年月日	平成30年7月10日		第1回報告分			

候補者氏名	長 本 義 浩	所属党派	無所属	期間	5月31日から 7月6日まで	第1回分
出納責任者氏名	後 藤 真 澄					
収入				支出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人 件 費		430,000
		円		家 屋 費		20,000
後 藤 眞 里 子	パート従業員	30,000		選挙事務所費		20,000
山 本 晴 美	会 社 員	40,000		集合会場費		—
山 本 智 美	塾 経 営	30,000		通 信 費		—
矢 谷 加 奈	旅 館 業	30,000		交 通 費		—
森 育 世	飲 食 業	30,000		印 刷 費		474,800
松 井 智 子	飲 食 業	20,000		広 告 費		266,533
山 本 清 史	会 社 員	30,000		文 具 費		2,160
内 藤 栄 一	建 築 業	30,000		食 糧 費		116,185
岡 本 昌 広	旅 館 業	30,000		休 泊 費		—
その他の寄附	6件	60,000		雑 費		10,790
その他の収入		1,000,000		今 回 計		1,320,468
今 回 計		1,330,000		前 回 計		—
前 回 計		—		総 計		1,320,468
総 計		1,330,000				
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				ポスターの作成		307,500円
				計		307,500円
報告書受理年月日	平成30年7月9日		第1回報告分			

候補者氏名	星野和彦	所属党派	無所属	期間	6月1日から 6月27日まで	第1回分	
出納責任者氏名	井上陽子						
収入				支出			
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円				円			
				人件費	250,000		
				家屋費	—		
				選挙事務所費	—		
				集合会場費	—		
				通信費	—		
				交通費	—		
				印刷費	666,080		
				広告費	54,000		
				文具費	11,521		
				食糧費	144,305		
				休泊費	—		
その他の寄附				雑費	30,000		
その他の収入				1,200,000			
今回計				1,200,000	今回計	1,155,906	
前回計				—	前回計	—	
総計				1,200,000	総計	1,155,906	
支出のうち公費負担相当額		項目		金額			
		ポスターの作成		389,400円			
		計		389,400円			
報告書受理年月日	平成30年7月6日		第1回報告分				

候補者氏名	松浦登美義	所属党派	公明党	期間	5月22日から 6月27日まで	第1回分	
出納責任者氏名	戸田千鶴						
収入				支出			
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円				円			
				人件費	—		
				家屋費	50,240		
				選挙事務所費	50,240		
				集合会場費	—		
				通信費	226		
				交通費	79,632		
				印刷費	304,236		
				広告費	119,998		
				文具費	3,566		
				食糧費	214,609		
				休泊費	—		
その他の寄附				雑費	21,567		
その他の収入				476,000			
今回計				585,898	今回計	794,074	
前回計				—	前回計	—	
総計				585,898	総計	794,074	
支出のうち公費負担相当額		項目		金額			
		ポスターの作成		235,710円			
		計		235,710円			
報告書受理年月日	平成30年7月9日		第1回報告分				

候補者氏名	松浦登美義	所属党派	公明党	期間	6月28日から 8月13日まで	第2回分
出納責任者氏名	戸田千鶴					
収入				支出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費		—
		円		家屋費		—
公明党京都第5総支部		14,784		選挙事務所費		—
				集合会場費		—
				通信費		14,784
				交通費		—
				印刷費		—
				広告費		—
				文具費		—
				食糧費		—
その他の寄附		—		休泊費		—
その他の収入		—		雑費		—
今回計		14,784		今回計		14,784
前回計		585,898		前回計		794,074
総計		600,682		総計		808,858

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		—円
	計	—円

報告書受理年月日 平成30年8月17日 第2回報告分

候補者氏名	松本隆	所属党派	公明党	期間	5月22日から 6月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	矢野昭佳					
収入				支出		
主たる寄附				円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費		—
		円		家屋費		149,980
公明党京都第5総支部		200,000		選挙事務所費		149,980
公明党京都第5総支部		99,410		集合会場費		—
				通信費		—
				交通費		—
				印刷費		395,944
				広告費		148,455
				文具費		—
				食糧費		162,005
その他の寄附		—		休泊費		—
その他の収入		441,000		雑費		21,540
今回計		740,410		今回計		877,924
前回計		—		前回計		—
総計		740,410		総計		877,924

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	195,000円
	計	195,000円

報告書受理年月日 平成30年7月6日 第1回報告分

候補者氏名	松本 隆	所属党派	公明党	期間	6月28日から 7月12日まで	第2回分
出納責任者氏名	矢野 昭佳					
収入			支出			
主たる寄附 (氏名・団体名)			(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
					家屋費	—
					選挙事務所費	—
					集合会場費	—
					通信費	4,412
					交通費	—
					印刷費	—
					広告費	—
					文具費	—
					食糧費	—
					休泊費	—
					雑費	—
その他の寄附			1件	590	今回計	4,412
その他の収入				3,822	前回計	877,924
今回計				4,412	前回計	882,336
前回計				740,410	総計	882,336
総計				744,822		

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	計	— 円

報告書受理年月日 平成30年7月13日 第2回報告分

候補者氏名	松本 隆	所属党派	公明党	期間	7月13日から 8月7日まで	第3回分
出納責任者氏名	矢野 昭佳					
収入			支出			
主たる寄附 (氏名・団体名)			(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
					家屋費	—
					選挙事務所費	—
					集合会場費	—
					通信費	789
					交通費	—
					印刷費	—
					広告費	—
					文具費	—
					食糧費	—
					休泊費	—
					雑費	—
その他の寄附				—	今回計	789
その他の収入				789	前回計	882,336
今回計				789	前回計	883,125
前回計				744,822	総計	883,125
総計				745,611		

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	計	— 円

報告書受理年月日 平成30年8月9日 第3回報告分

候補者氏名	向山 禎彦	所属党派	無所属	期間	5月31日から 6月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	向山 禎彦					
収入			支出			
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円			人件費	210,000		
稲葉 年治 会社経営 20,000			家屋費	3,000		
			選挙事務所費	-		
			集合会場費	3,000		
			通信費	-		
			交通費	-		
			印刷費	59,400		
			広告費	198,840		
			文具費	12,974		
			食糧費	140,695		
			休泊費	-		
その他の寄附			雑費	-		
その他の収入			今回計	624,909		
			前回計	-		
今回計			総計	624,909		
前回計						
総計						
支出のうち公費負担相当額		項目		金額		
				-		
		計		-		

報告書受理年月日 平成30年7月9日 第1回報告分

候補者氏名	向山 禎彦	所属党派	無所属	期間	6月30日から 7月10日まで	第2回分
出納責任者氏名	向山 禎彦					
収入			支出			
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円			人件費	-		
			家屋費	-		
			選挙事務所費	-		
			集合会場費	-		
			通信費	-		
			交通費	-		
			印刷費	378,000		
			広告費	-		
			文具費	-		
			食糧費	-		
			休泊費	-		
その他の寄附			雑費	-		
その他の収入			今回計	378,000		
			前回計	624,909		
今回計			総計	1,002,909		
前回計						
総計						
支出のうち公費負担相当額		項目		金額		
		ポスターの作成		315,000円		
		計		315,000円		

報告書受理年月日 平成30年7月12日 第2回報告分

候補者氏名	横川 秀哉	所属党派	無所属	期間	5月29日から 6月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	西村 正大					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費
		—	集 合 会 場 費	通 信 費	交 通 費
			印 刷 費	広 告 費	文 具 費
			食 糧 費	休 泊 費	雑 費
その他の寄附	3件	23,000	今 回 計	前 回 計	総 計
その他の収入		1,000,000	1,280,303	—	1,280,303
今 回 計		1,023,000	—	—	—
前 回 計		—	—	—	—
総 計		1,023,000	—	—	—

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	389,400円
	計	389,400円

報告書受理年月日	平成30年7月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第14号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年12月4日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年12月11日(火) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ 第1コミュニティルーム
- 3 議 題
議案第29号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
議案第30号 農用地利用配分計画について

* * *

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成31年1月4日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成31年1月11日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
議案第1号 非農地証明について